

JR四国労組 自動車支部 ニュース

2020年6月30日（No.21／1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

新たな「休業協定書」を締結！ 休業手当の見直しを図る！！

JR四国労組は、新型コロナウイルス感染症による事業活動の縮小に伴う待命休職について、平均賃金の60/100の支給となっている休業手当の見直しを図るべく、6月24日に申第22号「休業手当の見直しについて」申し入れていたが、本日、会社側より以下のとおり回答があった。

【 申第22号 「休業手当の見直し」について 】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業手当を100/100に引き上げるとともに、期間については5月1日まで遡って適用されたい。

（会社回答）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年5月1日から待命休職の実施にあたり、貴組合との「労働条件に関する協約」に基づき休業協定書を締結し、雇用調整助成金の申請を実施してきました。

2020年6月12日に雇用調整助成金の特例措置の拡充が決定したことを受け、「労働条件に関する協約」を変更し、いわゆる休業手当を100/100に引き上げ、適用期間を5月1日まで遡ることとし、終期を特例措置の期限である9月末とする休業協定書を新たに締結し、雇用調整助成金の活用を図ることとします。

<会社との確認事項>

組 合：休業手当については、どの賃金項目が対象となるのか。

会 社：年令給・職能給・家族手当・住宅手当・デスク手当など、月例賃金において固定的に支給している賃金の100/100を支給する。

組 合：平均賃金の100/100ではなく、固定給の100/100とした理由は。

会 社：雇用調整助成金制度における助成額の日額計算において、平均賃金を支給した場合は、一人あたり総支給額を暦日数（365日）で除することとなる。一方、固定給を支給した場合は所定労働日数（263日）で除することから、制度を最大限活用するため固定給の支給とした。

組 合：5月分の減額部分についてはいつ精算を行うのか。

会 社：7月支給給与において精算したいと考えている。

JR四国労組自動車支部ニュース

2020年6月30日(No.21/2終)

発行責任者/大谷 清

編集責任者/幸

大

組合はこの間、組合員の生活を守るべく待命休職における休業手当の見直しについて協議してきたが、今回の回答はこれまでの主張を考慮した内容であり、前進が図れたと判断し本日17時に了承し、以下のとおり協定書を締結した。

新型コロナウイルス感染症による事業活動の縮小に伴う休業について

1 休業の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、高速バスの運休に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた職場において、雇用維持を目的として関係する社員の休業措置を実施する。

2 休業の時期

休業は、2020年5月1日から2020年9月30日までの間において、これらの日を含め153日間実施する。

3 休業の対象となる労働者の範囲及び人数

(ア) 本社及び各支店の社員(管理者、契約社員、再雇用契約社員を除く)を対象とする。

(イ) 休業日の休業人数は概ね201人とする。

(ウ) 休業は出来る限り輪番で行うものとする。

4 休業時間

1日平均労働時間7時間35分とする。

5 休業手当の支払い基準

休業中は、休業日の賃金減額として算出した額の100%相当額の休業手当を支払う。

6 附則

この協定は、2020年5月1日に発効し、2020年9月30日に失効する。

この協定の締結に伴い、「休業協定書」(2020年4月28日締結)については、2020年6月30日をもって廃止する。

以 上